

令和2年12月22日  
鉄道局技術企画課東京オリンピック・パラリンピック期間中の鉄道の深夜輸送に伴い、  
定期検査実施時期の弾力的な運用を可能とします

東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催期間中、首都圏の鉄道において深夜輸送が行われる予定ですが、この影響等により終電後の施設検査について十分な作業時間の確保が困難となるおそれがあります。このため、安全を確保した上で弾力的な運用が行えるよう措置します。

## 【概要】

鉄道施設の定期検査については、施設の変状等を適切に確認する必要があることから、各年の同じ時期に、施設毎に定めた「検査の基準日」(検査を行う時期の基準となる日)の前後一定期間内を「検査を実施する期間」として定めて実施することとしています。

この度、検査の基準日がオリンピック・パラリンピック開催期間中の令和3年7月～9月とされている施設の定期検査について、深夜輸送の影響等により例年通りの定期検査の実施が困難な場合は、当該検査を前倒して実施できるよう弾力的な措置を行うこととします。

なお、その場合においても、施設及び車両の定期検査に関する告示に基づく最長の検査の間隔(例えば、検査周期が1年のものは1年3ヶ月)を超えないこととし、現行と同等の安全を確保します。

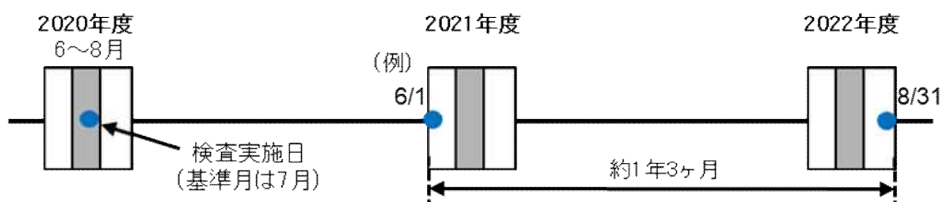
## 【スケジュール】

公布・施行: 令和2年12月22日

## 【イメージ】 ※毎年度6～8月に実施するとなっている検査の例

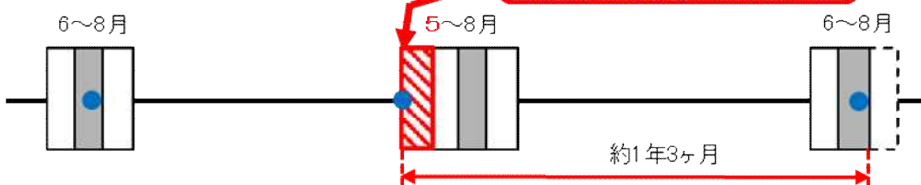
## ○ 現行(定期検査に関する告示)

- 検査を実施する基準月の前後1ヶ月間において定期検査を行う



## ○ 対応案(特例に関する告示)

- 2021年度に限り基準月の前2ヶ月を許容



最長1年3ヶ月の検査間隔は遵守(安全の確保)

## 【参考】

- ・施設及び車両の定期検査に関する告示の特例に関する告示  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001378851.pdf>)
- ・施設及び車両の定期検査に関する告示  
(<http://www.mlit.go.jp/common/001258115.pdf>)

## 【連絡先】

鉄道局技術企画課  
磯本、小川、重村  
電話：03-5253-8111  
(内線 40704)  
直通：03-5253-8546  
FAX：03-5253-1634